

大阪市待機児童解消特別チーム会議（第21回）

日時：令和6年8月28日（水） 14時～15時30分
場所：大阪市政府5階 特別会議室

1. 開 会

2. チームリーダー（市長）あいさつ

3. 議事

(1) 保育所等利用待機児童数(令和6年4月1日現在)について

資料2

- ① 保育所等の利用待機児童数
- ② 就学前児童数・保育ニーズの推移
- ③ 待機児童数・保育利用枠拡大（整備）数の推移
- ④ 新規利用申込み数等年齢別内訳
- ⑤ 区別・理由別・待機児童数

(2) 保育施設等整備について

資料3～5

- ① 令和5年度の保育施設等整備の取組実績
- ② 令和6年度の整備目標とその背景

③ 令和6年度（集中取組期間1年目）の取組状況と課題

- A 令和6年度の保育事業者選定状況
- B 応募促進策等の状況
- C 0～2歳児の入所枠確保策の取組状況
- D 3歳児の入所枠確保策の取組状況

(3) 保育人材確保の取組について

資料6～7

- ① 保育士の現状
- ② 保育人材確保の取組

(4) 保育所等における障がい児の受入れについて

資料8

(5) こども誰でも通園制度の現状と今後について

資料9

- ① こども誰でも通園制度の創設
- ② 本市におけるこども誰でも通園制度 試行的事業の実施

(6) 今後の保育ニーズの考察について

資料10

〔本編資料〕

資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム委員名簿	P1
資料 2	保育所等利用待機児童数（令和 6 年 4 月 1 日現在）の状況について	P2～P6
資料 3	保育施設等整備について	P7
資料 4	令和 6 年度の整備目標とその背景	P8～P11
資料 5	令和 6 年度（集中取組期間 1 年目）の取組状況と課題	P12～P27
資料 6	保育士の現状について	P28～P29
資料 7	保育人材確保の取組みについて	P30～P32
資料 8	保育所における障がい児の受入れについて	P33～P34
資料 9	こども誰でも通園制度の現状と今後について	P35～P36
資料10	今後の保育ニーズの考察について	P37～P42

〔参考資料〕

参考資料 1	大阪市待機児童解消特別チーム設置要綱
参考資料 2	大阪市の保育所等利用待機児童の状況について
参考資料 3	各区の保育所等整備状況【令和 5 年度】
参考資料 4	各区の開所時期別内訳
参考資料 5	各区の保育所等整備状況【令和 6 年度】

大阪市待機児童解消特別チーム 委員名簿

資料 1

令和6年8月28日

役割	所属等	氏名
チームリーダー	市長	横山 英幸
サブリーダー	副市長	山本 剛史
委員	福島区長	工藤 誠
	北区長	寺本 譲
	中央区長	稲嶺 一夫
	西区長	三村 浩也
	淀川区長	岡本 多加志
	東淀川区長	武富 康彦
	こども青少年局長	佐藤 充子
	こども青少年局幼保施策部長	板橋 清訓

(1) 保育所等利用待機児童数(令和6年4月1日現在)の状況について

資料2

① 保育所等の利用待機児童数(令和6年4月1日現在)

区 分		令和6年	令和5年	増▲減
(A)	新規利用申込数	14,058	13,983	75
(B)	利用決定児童数	11,267	11,294	▲ 27
	転所希望 (※1)	340	348	▲ 8
(C)	利用保留児童数 (A) - (B)	2,451	2,341	110
(D)	待機児童から除外するもの			
	一時預かり等対応幼稚園	22	20	2
	企業主導型保育事業	172	180	▲ 8
	育休中 (※2)	1,080	949	131
	求職活動休止中	208	127	81
	特定保育所希望等 (※3)	967	1,061	▲ 94
(E)	待機児童数 (C) - (D)	2	4	▲ 2

就学前児童数	108,763	112,085	▲ 3,322
保育所等在籍児童数	55,389	55,093	296

(※1)転所希望 保育所等利用者のうち、転所の申込をおこなったが、現施設を継続利用するもの

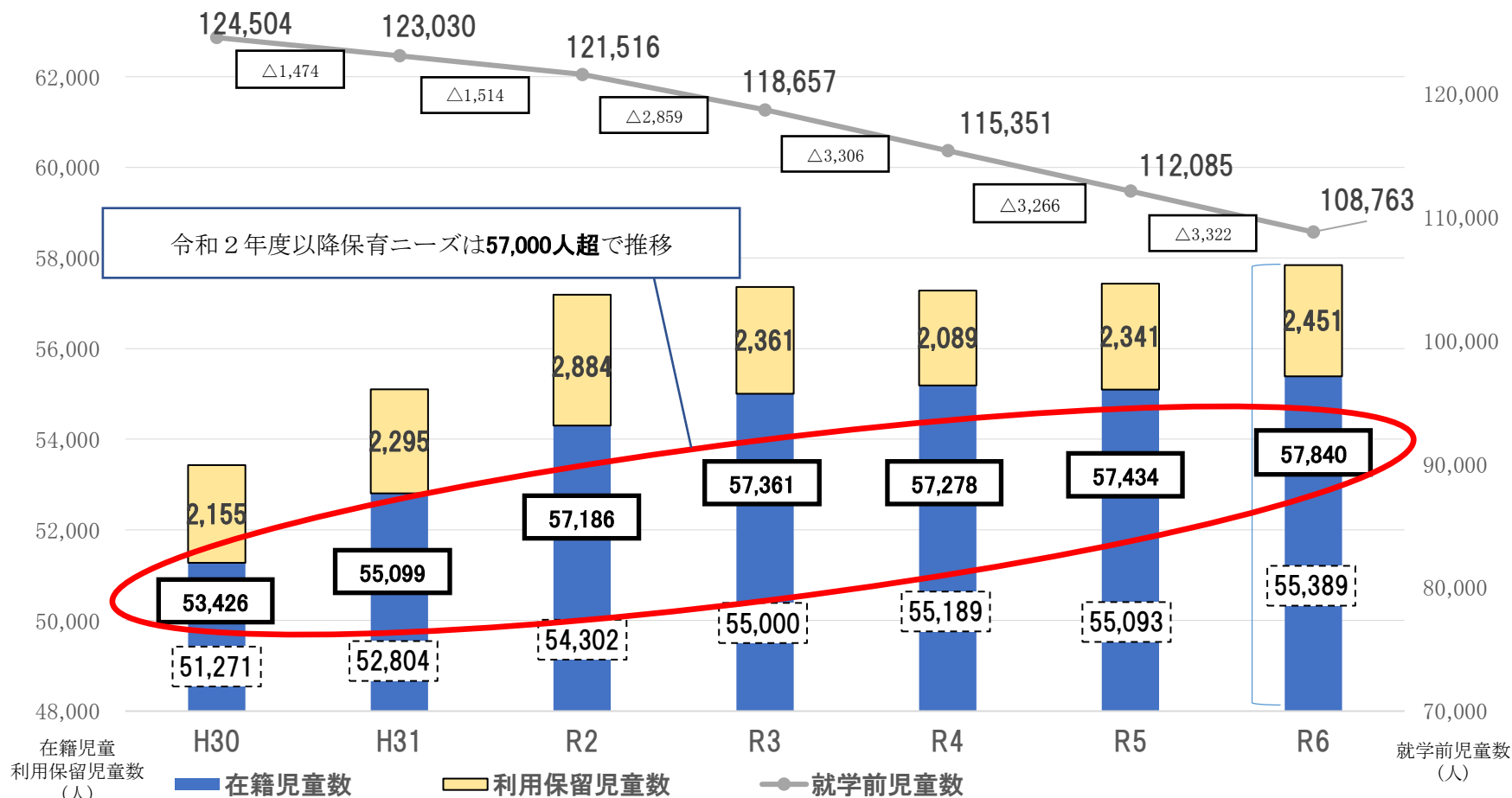
(単位：人)

(※2)育休中 4月1日現在において育休を取得しているもののうち、調査日時点で復職の意思がないことが確認できたもののみ除外

(※3)特定保育所希望等 調査日時点での他に利用可能な保育所等の情報提供の有無及び希望状況により判定する

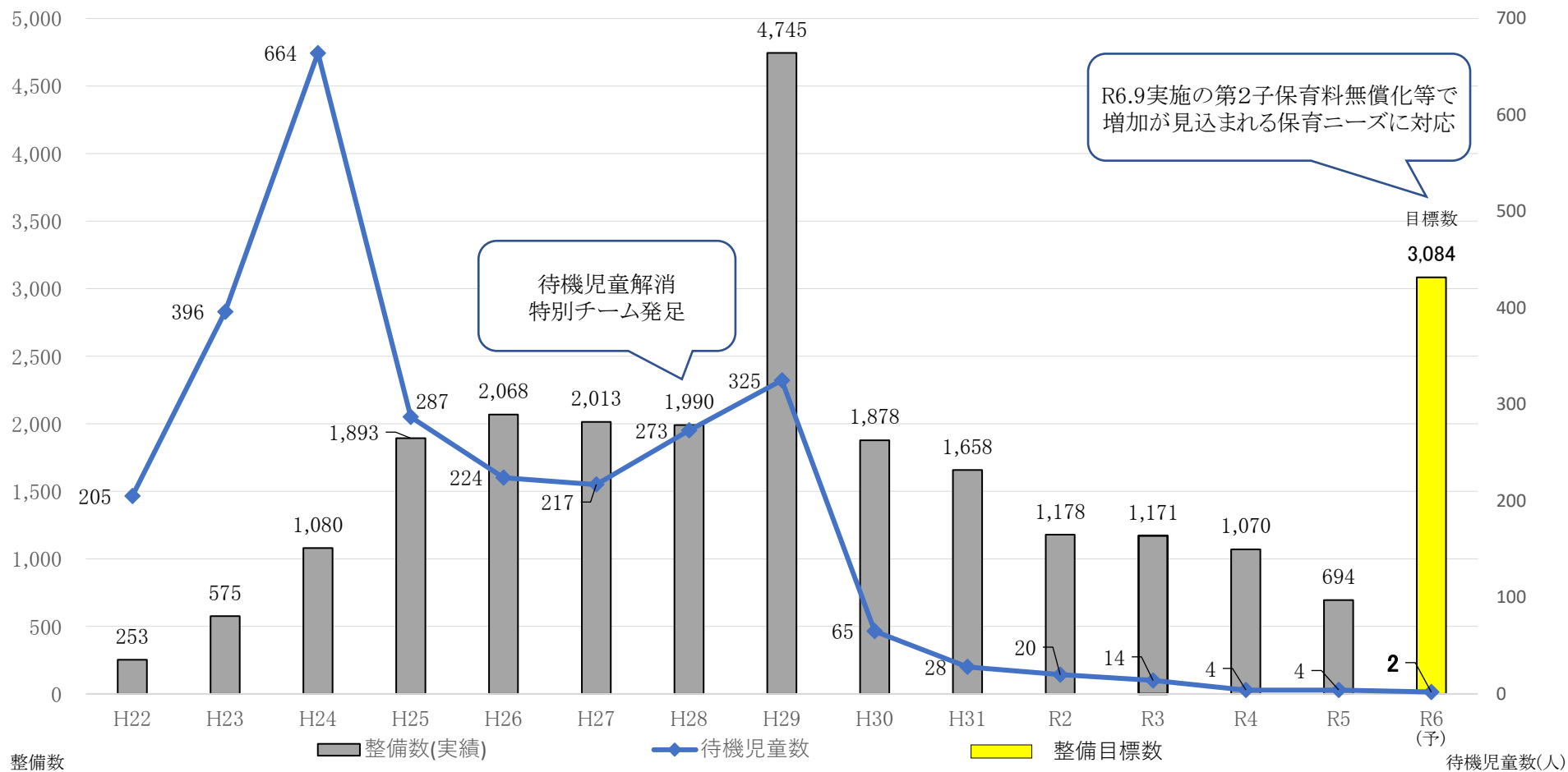
② 就学前児童数・保育ニーズの推移（各年4月1日現在）

就学前児童数は年々減少。保育ニーズ（在籍児童数＋利用保留児童数）はここ数年ほぼ横ばいだったが、増加に転じつつある



③ 待機児童数・保育利用枠拡大（整備）数の推移

待機児童解消特別チーム(平成28年度発足)で議論の上、あらゆる手法を駆使して**整備数を拡大し、待機児童も減少**



④ 新規利用申込み数等年齢別内訳

区 分		令和6年度					令和5年度からの増減						
		0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計	0歳児	1歳児	2歳児	3～5歳児	合計		
(A) 新規利用申込数		※1	3,404	6,480	2,146	2,028	14,058	▲9	▲10	219	▲125	75	
(B)	利用決定児童数	※2	2,904	4,996	1,601	1,766	11,267	▲77	55	92	▲97	▲27	
	転所希望		4	62	154	120	340	3	▲20	▲8	17	▲8	
(C)	利用保留児童数 (A) - (B)		496	1,422	391	142	2,451	65	▲45	135	▲45	110	
(D)	待機児童から除外するもの	一時預かり等対応幼稚園	0	0	0	22	22	0	▲1	▲1	4	2	
		企業主導型保育事業	16	95	52	9	172	4	▲12	8	▲8	▲8	
		育休中	※3	355	676	44	5	1,080	58	67	6	0	131
		求職活動休止中		16	106	60	26	208	2	33	36	10	81
		特定保育所希望等	※3	108	544	235	80	967	0	▲130	86	▲50	▲94
(E)	待機児童数 (C) - (D)		1	1	0	0	2	1	▲2	0	▲1	▲2	

※1 **新規利用申込数**が前年度より**75人増加**

※2 **利用決定児童数**が前年度より**27人減少**

※3 **利用保留児童数**のうち、**育休中(44.1%)**と**特定保育所希望等(39.5%)**の割合が高い
育休中が前年度より**131人増加**

⑤ 区別・理由別待機児童数（令和6年4月1日現在）

	障がい児							利用可能施設なし							合計						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
此花区							0	1						1	1						1
東住吉区		1					1							0		1					1
2区計		1					1	1						1	1	1					2

（第1希望）民間

此花区1人は5月1日に入所済

（参考）令和5年4月1日時点 理由別 待機児童数

	障がい児							利用可能施設なし							合計						
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	項目計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
3区計		2		1			3		1					1		3		1			4

これまで実施してきた待機児童対策

- ・保育施設等整備
- ・保育人材確保対策事業の実施
- ・障がい児の受入れ強化 など



待機児童数は過去最少となったものの、
増加に転じた保育ニーズに対応していくためには、

取組みの継続・拡充が必要

(2) 保育施設等整備について

① 令和5年度の保育施設等整備の取組実績

○令和5年度整備実績 <令和5年度予算・着手ベース>

目 標				実 績			
896人				694人			
内 訳	認可保育所等	10か所	644人	内 訳	認可保育所等	7か所	431人
	地域型保育事業所	7か所	133人		地域型保育事業所	4か所	85人
	増改築	4か所	59人		増改築	2か所	34人
	認定こども園	2か所	60人		認定こども園	8か所	144人

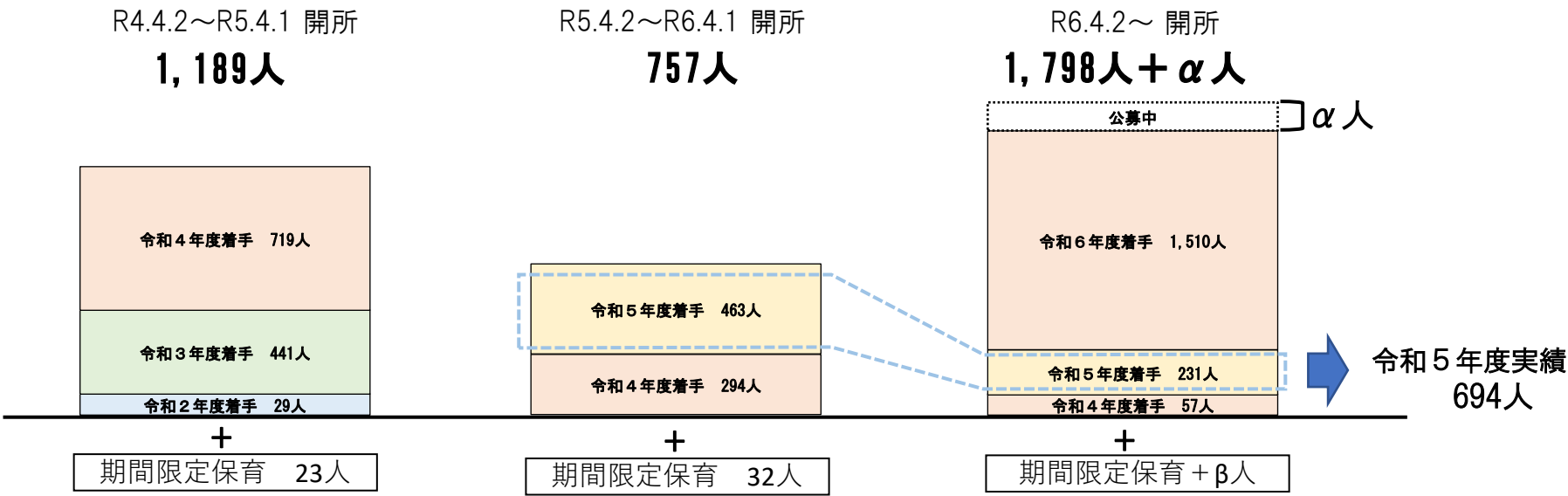
認可保育所分園 1か所
地域型保育事業 3か所

➡ 目標の約77%

(参考) R 4 目標：1,175人
→実績：1,070人（約90%）

幼稚園からの移行 2か所
保育所からの移行 6か所

○保育所等開所状況 <開所時期別> (令和6年8月28日現在)



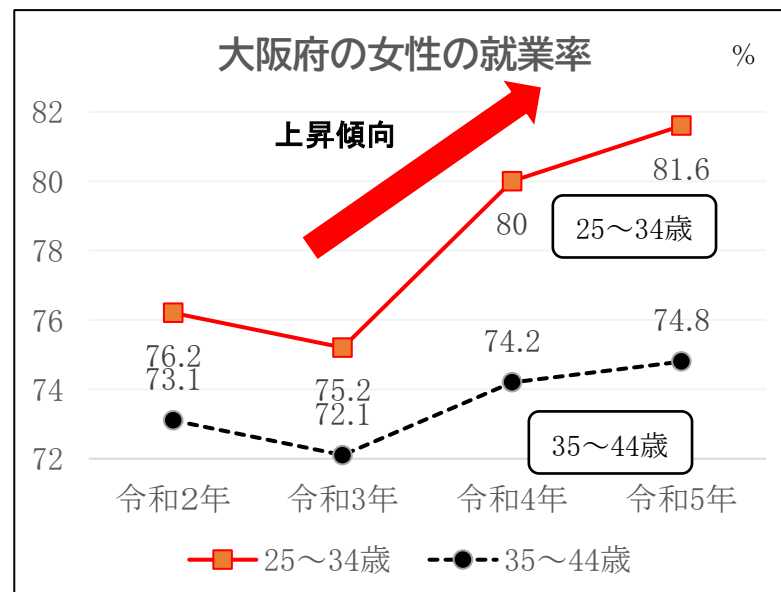
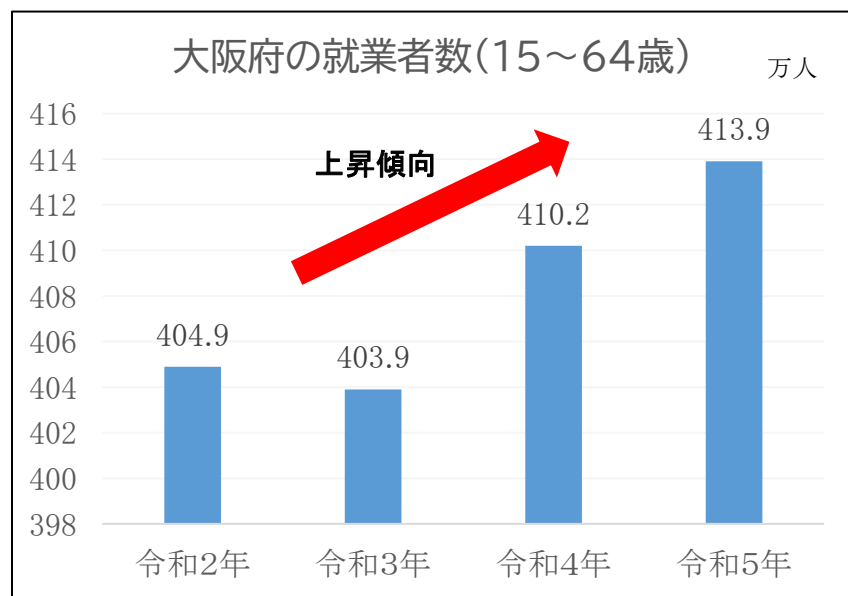
令和5年4月2日～令和6年4月1日の開所では757人 + 32人分の入所枠を確保

② 令和6年度の整備目標とその背景

資料 4

○ 保育ニーズを取り巻く情勢

1 就業者数・女性の就業率（大阪府）



出典: 労働力調査地方集計結果 大阪の就業状況 大阪府総務部統計課

コロナ禍後の景気回復や万博開催(令和7年4月～10月)及び訪日外国人観光客の急回復(※)によるインバウンド消費の活性化に伴う新たな雇用創出などによる就業者数増

保育ニーズは当面増加すると見込まれる

※令和5年12月の関西の外国人延べ宿泊者数が令和元年比+43.4%

2 大規模マンションの竣工予定状況

令和6年9月以降の大規模マンション(※1)竣工予定状況
(条例に基づき令和6年8月1日までに届出のあったもの)

竣工予定状況	北区	中央区	淀川区	此花区	福島区	天王寺区	西区	他12区	計
件数	11	9	3	3	3	3	3	26	61
戸数※2	2,245	1,149	712	641	627	615	497	3,520	10,006

※1 共同住宅の用に供する建築物(他の用途を兼ねる建築物を含む。)であって、当該建築物の住戸のうち、床面積が35平方メートルを超える住戸の総数が70戸以上のもの。

※2 子育て世帯が入居可能な戸数(間取りや仕様等から、マンション建設事業者が子育て世帯の入居を見込んでいる戸数)

- ・今後も61件、10,006戸(子育て世帯が入居可能な戸数)の大規模マンションが竣工予定
- ・地域も19区に及び、市域全体で竣工が予定されている



雇用状況のさらなる改善に加えて、大規模マンションの建設等による子育て世帯の転入により、保育ニーズは当面増加が見込まれる

○ 保育料の多子軽減に係る所得制限の撤廃及び第2子の保育料無償化（令和6年9月開始）

○ 多子世帯の保育料軽減ルールの変更

- ・国制度（現行市制度）： 第1子は通常料金、**第2子は半額**、第3子以降は無償

○ 多子軽減の所得制限撤廃とは

- ・国制度（現行市制度）では、就学前前の児童のみを第1子、第2子とカウントして上記軽減ルールを適用するが、**年収360万円未満の世帯に限り**、就学後の児童を含む**全ての児童をカウント**する

所得に関係なく全ての児童をカウント

第2子は無償

【国制度と本市制度のイメージ】

（現行）市制度

国制度通り

		年収360万円以上		年収360万円未満	
		きょうだい全員が保育施設を利用	小学生以上のきょうだいがいる	小学生以上のきょうだいがいる	
小学生以上	保育施設	第1子 → 保育料 ￥通常	第1子 → ￥通常	第1子 → ￥通常	
		第2子 → ￥半額	第2子 → ￥半額	第2子 → ￥半額	
		第3子 → ￥無償	第2子 → ￥半額	第3子 → ￥無償	

（改正後）市制度

本市独自

		年収360万円以上		年収360万円未満	
		きょうだい全員が保育施設を利用	小学生以上のきょうだいがいる	小学生以上のきょうだいがいる	
小学生以上	保育施設	第1子 → 保育料 ￥通常	第1子 → カウント	第1子 → ￥通常	
		第2子 → ￥無償	第2子 → ￥無償	第2子 → ￥無償	
		第3子 → ￥無償	第3子 → ￥無償	第3子 → ￥無償	



さらなる保育ニーズ増の見込み

- ✓ 新たな雇用創出などによる就業者数の増加
- ✓ 大規模マンションの建設等による子育て世帯の転入
- ✓ 保育料の多子軽減に係る所得制限の撤廃及び第2子の保育料無償化(令和6年9月)



さらなる保育ニーズの増加



- 令和6・7年度の2年間で待機児童対策の集中取組期間として設定

現在国に継続を強く要望中

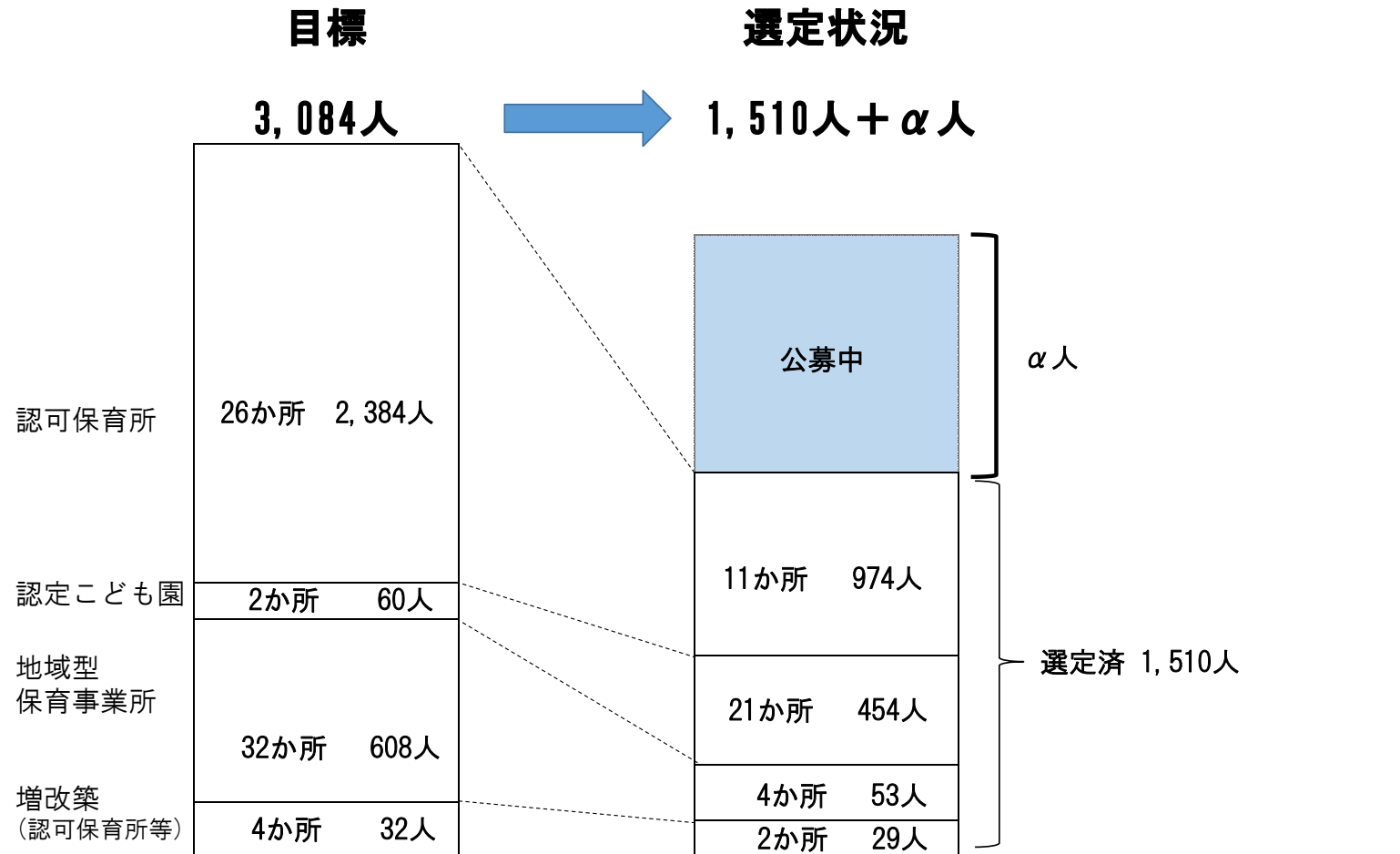
- 国の整備補助率の嵩上げ(市費負担1/4→1/12)が、現在のところ令和6年度末までであることを踏まえて、第2子無償化・所得制限撤廃で確実に増加が見込まれる保育ニーズまでを目標として、令和6年度(集中取組期間1年目)は、3,084人分の入所枠確保を目指している

③ 令和6年度（集中取組期間1年目）の取組状況と課題

資料5

A 令和6年度の保育事業者選定状況 <令和6年度予算・選定ベース>

（令和6年8月28日現在）



現時点での保育事業者選定状況は目標の約5割

B 応募促進策等の状況

○ 民間保育所高額賃借料補助（令和6年度さらなる拡充）

賃貸物件による保育所整備の場合、開設後の建物借料が公定価格における賃借料加算額(※)の3倍を超える施設に対し、**建物借料と賃借料加算額との差額の一部**を5年間、1,125万円/年**補助**

※保育所等への給付費における加算の一つ

令和5年度課題

- ・令和5年度整備募集において、**応募数減少**とともに**北区及び福島区で応募がない**
- ・コロナ禍後の景気回復等により、多用途で活用が進み、テナント賃料は上昇し、**保育所整備に適した物件の確保が都心部や福島区などの都心部に近い区で困難**



令和6・7年度予算

令和2年度から北区・中央区に限り、補助期間及び補助上限額を拡充していた民間保育所高額賃借料補助の**さらなる拡充を集中取組期間実施**

	令和2～5年度
対象地域	2区（北区、中央区）
補助上限	1,650万円/年
補助期間	5～15年間



さらなる拡充

令和6・7年度
9区（北区、中央区ほか7区※）
2,145万円/年
5～20年間

※都島区、福島区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区、阿倍野区

年度	補助対象物件 での応募率	応募数	うち 補助対象物件		
			B = C + D	建物質貸	建て貸し方式※
	B / A	A		C	D
H31 制度創設	5.3%	19	1	1	0
R2 制度拡充	35.7%	28	10	5	5
R3	32.5%	40	13	6	7
R4	54.2%	24	13	10	3
R5	30.8%	13	4	4	0
R6	52.2%	23	12	6	6
	うち さらなる拡充 9 区 60.0%	20	12	6	6

※土地所有者が自ら建物を建て保育事業者へ賃貸



- ・応募数は23件(前年比10件増)で、うち20件はさらなる拡充区
- ・補助対象物件での応募数は12件(前年比8件増)で、全てさらなる拡充区
- ・令和5年度には応募が0件であった建て貸し方式は6件の応募(全てさらなる拡充区)



さらなる拡充の効果が出ている

○ 土地オーナーに対する助成（固定資産税等相当額の助成）

（平成29年度助成開始）

土地所有者が保育所用途で直接土地を賃貸する場合、その土地にかかる固定資産税等相当額の10年分を土地所有者に一括補助

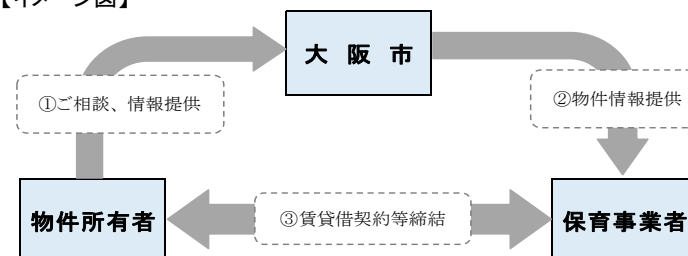
年度	補助対象物件での 応募率	応募数	うち補助対象物件		
			B = C + D	土地賃貸 C	建て貸し方式 D
H28	21.4%	28	6	6	—
H29 制度創設	80.5%	41	33	33	—
H30	57.1%	7	4	4	—
H31 制度拡充 (建て貸し方式も対象へ)	84.2%	19	16	16	0
R2	85.7%	28	24	18	6
R3	75.0%	40	30	23	7
R4	45.8%	24	11	8	3
R5	46.2%	13	6	6	0
R6	69.6%	23	16	10	6

制度創設後、土地賃貸での応募率が高い水準で推移しており、整備促進への効果が大きく、事業の継続実施が必要

○ 不動産活用による保育施設整備マッチング事業（令和3年度事業開始）

保育需要の多い地域及び利便性の高い地域での保育施設の整備を促進するために、保育施設への活用を望む物件所有者のニーズと、保育所に適した物件を探している保育事業者のニーズをつなぐ事業

【イメージ図】



年度	相談件数	物件登録件数	物件		応募数
			土地	建物	
R3 事業開始	6	0	0	0	—
R4	7	2	2	0	0
R5	3	1	1	0	0
R6	7	1	1	0	1

本事業開始以来、物件登録など事業の活用は進んでいる

今回初めてマッチングが成立し、応募・選定され、保育施設整備につながった

今後も本事業の周知に努め、保育施設整備につなげていく

○ 大規模マンションへの保育施設設置の事前協議義務化及びマンション住民の優先入所

- 大規模マンションを建設しようとする者が、建設計画が固まる前に建設概要の事前届出を行い、**保育所整備の協議を義務化**(平成30年4月1日条例施行)
- 条例に基づき大規模マンション内に設置される保育施設等について、**マンション住民の優先入所制度**を構築(要綱を制定)
保育施設等の開設後5年間限定
- 市長の名代として、**区長がマンション事業者**に保育施設整備を要請
(定員50人以上の保育施設の整備を要請する場合)

■ 協議等の状況(令和6年8月1日現在)

協議届出件数	本市の保育施設設置要請状況		マンション事業者の対応		うち区長要請
127	あり	90	要請に協力	6	3
			要請への対応は不可	84	6
			回答待ち	0	0
	なし	32	—		—
	手続き中	5			

子育て世帯戸数	協議数
0戸～69戸	7
70～200戸	95
201～400戸	19
401～600戸	3
601戸～	3

要請に協力した6事業者のうち、3事業者が運営開始済、1事業者が保育施設開始予定

- | | | | |
|----------|-------------------------|---|--------|
| ①北区大淀南 | (認可保育所分園 ・ 定員20人) | } | 運営開始済 |
| ②中央区備後町 | (認可保育所 ・ 定員60人) | | |
| ③東淀川区下新庄 | (小規模保育事業所・定員19人) | | |
| ④北区大深町 | 令和7年4月保育施設(認可保育所・定員45人) | } | 運営開始予定 |
| ⑤淀川区十三東 | 令和8年6月入居開始予定 | | |
| ⑥天王寺区大道 | 令和9年4月入居開始予定 | | |

今後、保育施設運営者が決定される予定

○ 令和6年度一般公募（都心部）における応募促進策

【令和6年度予算で取り組んでいる対策（令和2年度からの継続）】

- 都心部（北区・中央区）に限り、認可保育所における補助対象定員の下限の引き下げ（50人以上→30人以上）
- 年間4回の応募期間を設定したうえで、随時公募を実施（全区）
- 賃貸物件を活用した保育所等整備について、以下の補助金を拡充
 - ・ 改修費等の高額化に対応した整備補助金の拡充（全区）
 - ・ 高額な建物賃借料に対応した補助金の拡充（補助期間の延長、補助金額の上限引上げ）
令和6年度から期間・金額をさらに拡充（再掲）

【都心部（北区・中央区）における認可保育所の一般公募応募状況】

（単位：か所）

区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数	区名	年度	公募数	延べ応募数	選定数
北	令和2年度	5	7	3	中 央	令和2年度	3	2	1
	令和3年度	5	10	3		令和3年度	3	7	2
	令和4年度	2	3	2		令和4年度	3	6	1
	令和5年度	2	0	0		令和5年度	3	5	2
	令和6年度	3	2	0		令和6年度	4	4	1 (1)

（ ）は、現在選定中（外数）

- ・ 北 区・・・昨年度応募がなかったが、今年度は一定の応募数を確保
- ・ 中央区・・・これまでどおり、一定の応募数を確保

応募促進策が応募につながっており、引き続き募集の周知を行っていく

○ 令和6年度一般公募（認可保育所）応募状況 （令和6年8月28日現在）

区名	公募数	延べ応募数	うち選定数
北	3	2	0
都島	1	2	1
福島	1	0	—
中央	4	4	1(1)
西	2	2	0(1)
天王寺	3	2	2
西淀川	2	1	1
淀川	6	7	4(1)
阿倍野	1	1	1
住吉	1	1	1
東住吉	2	1	0
合計	26	23	11(3)

()は、現在選定中(外数)

- ・ 現在、認可保育所26か所の募集に対し、11か所の選定にとどまっている
- ・ 引き続き、公募・選定により入所枠を確保していく

○ 一般公募における課題

課題

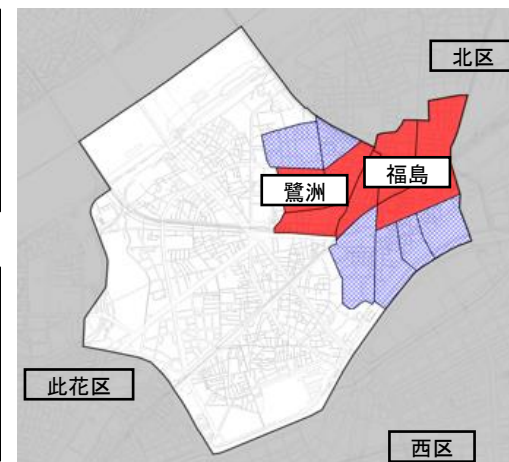
令和2年度以降認可保育所(福島区)への応募がない

【原因】

- ①募集地域は福島・鷺洲エリア
- ②-1 募集エリアは北区に近く、もともと賃料が高い
- ②-2 コロナ禍後の景気回復等により、多用途で不動産の活用が進み、テナント賃料は上昇

【これまでの対応策】

- ①募集地域を拡大
福島5～8丁目、鷺洲1～3丁目 ⇒ 福島1～8丁目、鷺洲1～5丁目
- ②民間保育所高額賃借料補助のさらなる拡充を実施(R6～R7)



【現状】 令和6年度も現時点において応募がない

【保育事業者の声】

- ・物件紹介の仲介業者複数に紹介依頼をかけているが、保育所への活用可能物件の紹介があったのはここ数年で1件のみ
 - ・募集地域の福島・鷺洲は、居住エリアとしての人気が高く、土地があっても戸建てやマンションに活用される
 - ・大型ビルが少ないので、活用できるテナントも少ない
- ⇒保育所への活用可能物件が、現在のところ見つからない

【新たな対応策】

募集地域において、保育所に適した物件を確保しやすいよう、北区・中央区と同様、認可保育所における補助対象定員の下限の引き下げ(50人以上→30人以上)を実施

C 0～2歳児の入所枠確保策の取組状況

○ 期間限定保育の実施（平成31年度制度開始）

待機児童が多い1歳児の受入枠を確保するため、保育室の空き等を活用し、1歳児を対象に最大2年間の保育を実施

<期間限定保育実施状況>

R6		R5	R4	R3	R2	H31
利用可能人数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数	利用児童数
32人	15人	19人	27人	6人	10人	38人

115人（14区・22施設）

期間限定保育により、平成31年度から6年間で1歳児115人を受入れ

毎年一定数の1歳児の入所枠を確保できる期間限定保育は、今後も継続が必要

○ 地域型保育事業所における連携施設の確保について（新設事業所の設置推進及び撤退防止対策）

【現状】

- ・待機児童が多い0～2歳児の受け皿として地域型保育事業所を設置促進
- ・地域型保育事業所については、保育内容等の支援を行う連携施設の確保が必要。
（連携施設の役割：「保育内容の支援」、「代替保育の提供」、「卒園児の受け皿確保」）
- ・他の認可要件と比べ、「卒園児の受け皿確保」の合意率が、令和4年度末現在で約50%と低調
連携施設未確保は、「利用児童の減少」 → 「廃園（相談含む）」につながる。（第19回特別チーム会議）

【取組み】

- 令和5年度から実施
 - ・連携先である保育所や認定こども園等とのマッチング
 - ・仕組みが複雑な国の給付制度の理解促進
- 令和6年度から実施
 - ・市交付金により卒園児の受け皿確保メニューの拡充

【当面の課題】

- 令和6年度末に連携施設確保の経過措置期間が終了
- ・令和7年度以降の新設事業所の設置にあたっては、連携施設の確保が必須

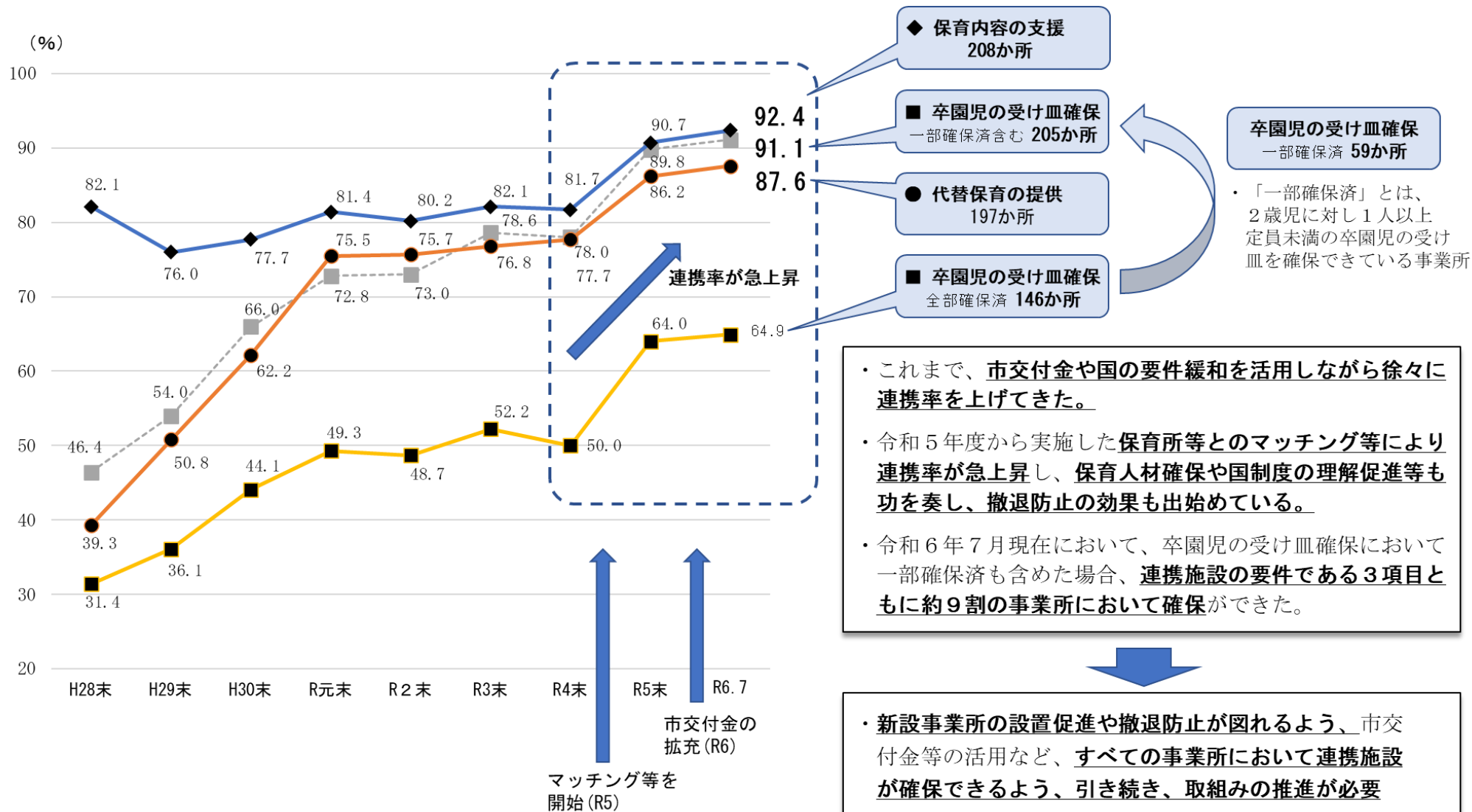
これまでの取組状況

H28	市 連携先となる施設へのインセンティブとして「連携施設支援事業補助金」（以下、「市交付金」という。）を創設。
H29	市 市交付金の交付要件を緩和
H30	国 「代替保育の提供」について、一定要件を充たす場合に限り、地域型保育事業所同士の連携が可能に。〔13施設が活用〕
R 1	国 経過措置期間が令和元年度末から令和6年度末までに延長
R 5	市 本市主導で連携先候補である保育所等とのマッチング等を開始

課題に対する本市独自の取組み（R6）

- ・市交付金（卒園児の受け皿確保メニュー）の拡充
- ・地方分権改革に関する提案を提出（「保育内容の支援」についても「代替保育の提供」と同様に地域型保育事業所同士の連携も可能とすること。」の緩和を提案）
- ・「国の施策・予算に関する提案・要望」にて、経過措置の延長を要望

【連携施設の確保の推移】



○ 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の実施

課 題

第2子無償化等で確実に増加が見込まれる保育ニーズに対応するため、1・2歳児受け皿の確保が必要



既存施設（私立幼稚園）を活用した1・2歳児の受け皿確保策として、
令和7年4月より新たに「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」を実施

【主な事業内容】

- ・ 3号認定を受けた1, 2歳児が対象
- ・ 私立幼稚園で原則8～11時間の預かり保育を実施

- ・ 定員：7～12人（実施園で設定）
- ・ 3歳以降も同じ私立幼稚園に就園することを想定

【実施に向けたスケジュール】

令和6年3月：私立幼稚園向けの事業説明会を開催

4月：事業を実施する園（20園）を公募

5月：事前研修を実施、応募受付

7月：審査会開催、実施園決定

～翌年3月：開設にむけた準備期間（工事等を実施）



【応募に向けて私立幼稚園より寄せられた意見】

- ・ 支援が必要な子どもを安全に保育するための体制がない
- ・ 保育士不足により事業を実施できない
- ・ 1歳より2歳を預かりたい
（月齢が小さい子どもの保育は安全面の負担が大きい）



【今後の課題】

① 保育所等の利用者との公平性の確保

② 実施園を増やし、1・2歳児の受け皿をさらに確保



特別な支援を必要とする児童の受入れ体制
について検討が必要



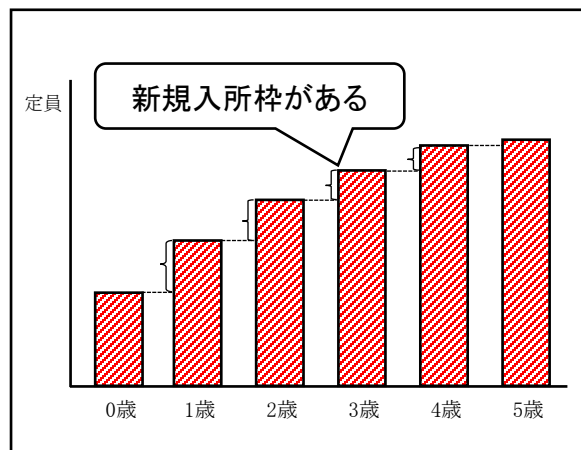
積極的に1歳児の定員枠を設定する方策などについて検討
が必要

D 3歳児の入所枠確保策の取組状況

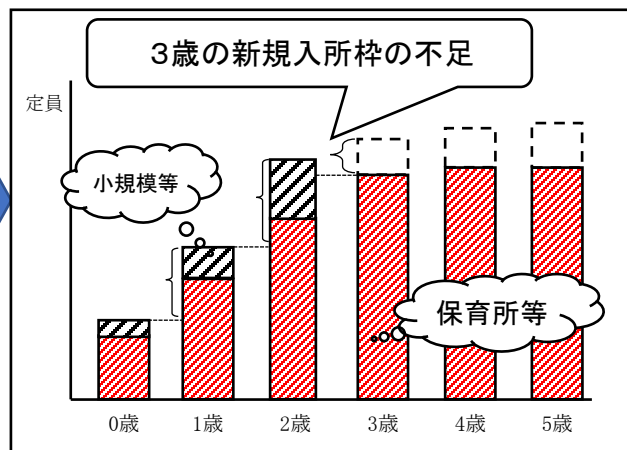
○ 取組の背景（令和4年度の状況）＝3歳児の入所枠不足

（第18回待機児童解消特別チーム会議資料参照）

あるべき姿



2歳児定員と3歳児定員の逆転(イメージ)



用地不足の中、小さくて整備しやすい、即効性のある、0～2歳児のみ保育を行う「小規模保育事業所」開設を平成28年度以降促進

2歳児定員－3歳児定員

H29.4 ▲189人
R4.4 ▲559人

差が拡大

主に小規模保育事業所の卒園児が3歳児として入所にくなっている。

＝ **3歳の壁**

3～5歳児の保育枠を増やす対策の強化が必要。

- ・私立幼稚園へ認定こども園（3～5歳児の保育枠の設定）移行の働きかけ強化
- ・市立幼稚園の認定こども園化（対象：3～5歳児）

2歳児定員－3歳児定員

R6.4 ▲293人へ

○ 私立幼稚園へ認定こども園（3～5歳児の保育枠の設定）移行の働きかけ強化

(例) ○△幼稚園 (定員)

	3歳児	4歳児	5歳児	計
教育	35	35	35	105

認定こども園○△幼稚園 (定員)

	3歳児	4歳児	5歳児	計
教育	30	30	30	90
保育	5	5	5	15
計	35	35	35	105

私立幼稚園を認定こども園へ移行することで、新たに**3歳児(保育枠)**の入所枠を確保。

定員を変えることなく、保育枠を確保

令和5年度

- ・認定こども園への移行説明会を、3か月前倒しして8月に実施。
- ・説明会後に約4か月間の個別相談期間を確保するなど、**移行に向けたサポートを強化**

令和7年4月に認定こども園へ移行する幼稚園は8園(前年比6園増)となり、**3歳児枠**は新たに155枠(前年比111枠増)確保できる見込み

引き続き、**私立幼稚園へ認定こども園移行の働きかけ**を行っていく

○ 市立幼稚園の認定こども園化（対象：3～5歳児）

【基本的な考え方】

課題であった3歳児の入所枠不足への対策として、大規模マンションの建設等が今後も見込まれ、あらゆる対策を講じてもお3歳児の保育枠が不足する地域において、大規模な施設整備を行わずに移行できる園を対象に、**令和6年4月より市立幼稚園2園をモデル的に幼稚園型認定こども園に移行**（市が設置・運営）

貫江田幼稚園（福島区）と 玉造幼稚園（中央区）を移行

保育枠の確保状況		2園の認定こども園化により新たに140人分の保育枠※を確保			
【貫江田幼稚園】		3歳	4歳	5歳	合計
移行前(令和5年度教育定員)		—	70人	70人	140人
認定こども園に移行後		40人	60人	60人	160人
内訳	教育	20人	35人	35人	90人
	保育	20人	25人	25人	70人
(参考)保育在園児数 (令和6年7月1日現在)		20人	7人	8人	35人
【玉造幼稚園】		3歳	4歳	5歳	合計
移行前(令和5年度教育定員)		20人	70人	70人	160人
認定こども園に移行後		40人	60人	60人	160人
内訳	教育	20人	35人	35人	90人
	保育	20人	25人	25人	70人
(参考)保育在園児数 (令和6年7月1日現在)		20人	9人	5人	34人

※令和6,7年度は経過措置あり(保育枠2園合計; 令和6年度80人、令和7年度110人)

認定こども園への移行に伴う変更点

保育枠のこどもの受け入れに必要な体制を整備

- ・開園時間を延長（移行前:9時～17時 ⇒ 移行後:7時45分～18時45分）
- ・土曜日を開園
- ・給食提供を開始
- ・長期休業期間に2号認定こどもへの教育・保育を実施
- ・学級数の増加等に伴い教職員を増配置

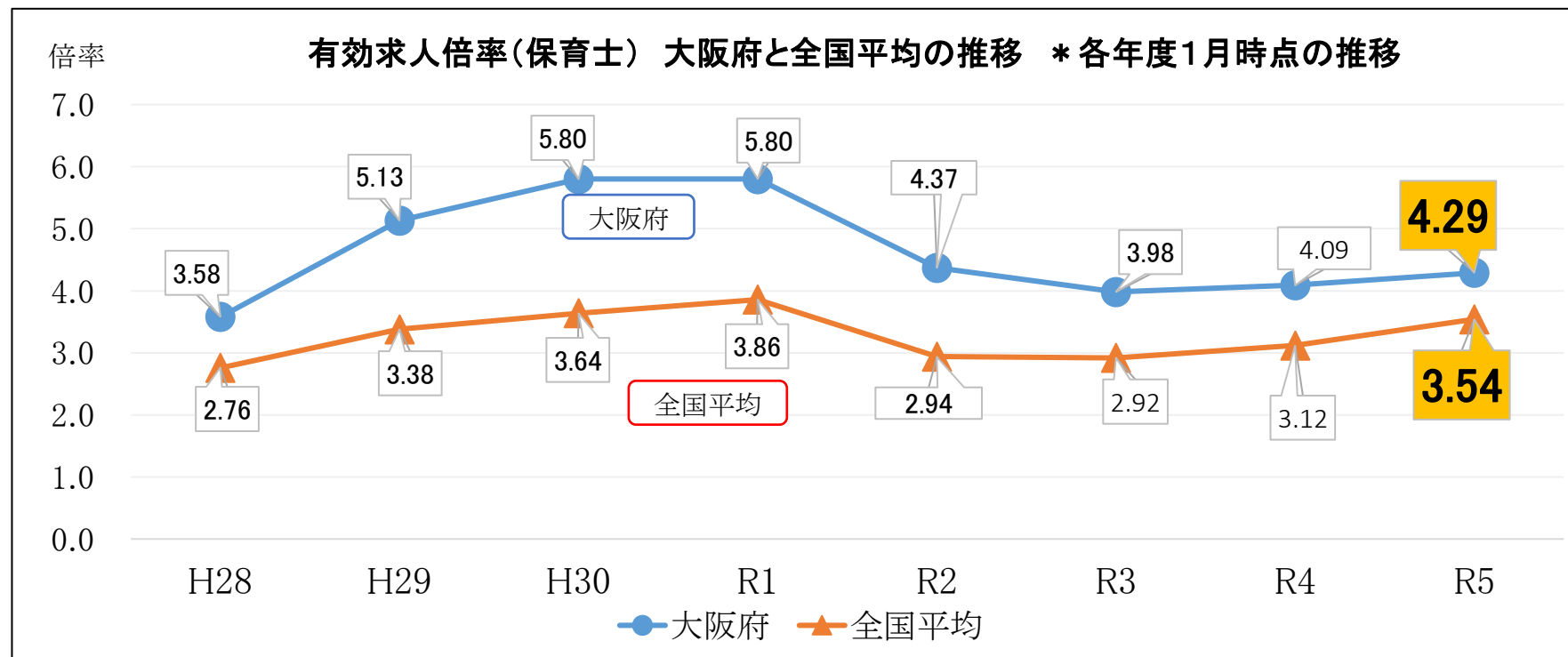
令和8年度以降に、新たな140人の保育枠の利用状況等を分析することが必要

(3) 保育人材確保の取組について

資料 6

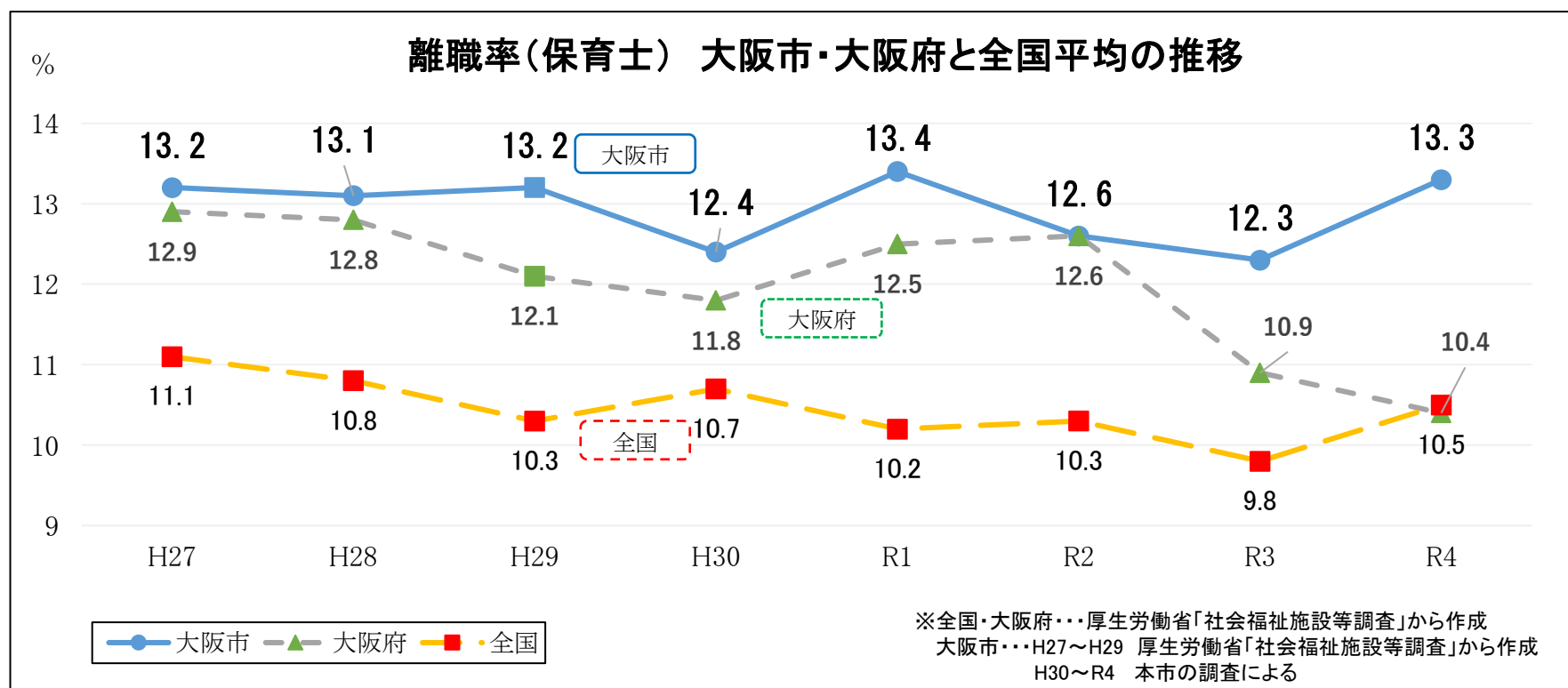
① 保育士の現状

○保育士の有効求人倍率の状況



有効求人倍率はコロナ禍で減少傾向にあったが、上昇に転じ、保育士確保が厳しさを増している
なお、依然として全国平均と比べて高い

○保育士の離職率の状況



離職率は依然として全国平均と比べて高い水準で推移している

② 保育人材確保の取組

資料 7

○本市の保育人材確保対策事業の執行状況

(主な事業を抜粋)

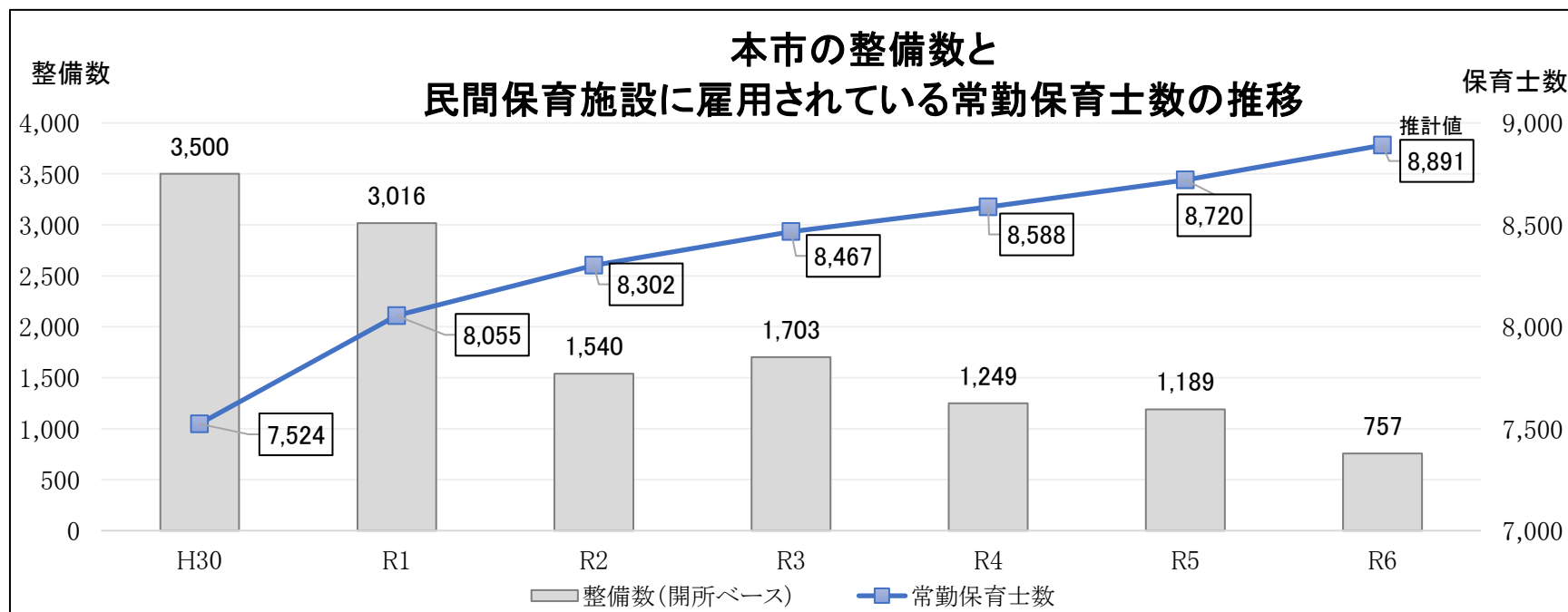
事業名		事業概要等	事業開始年度	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績①	R5年度実績②	R4からの増減(②-①)
直接的な人材確保策	新規採用保育士向け	採用7年目までの保育士のために法人が行う宿舍借上げ補助(月上限66千円)	H28	1,422人	1,697人	1,782人	1,859人	77人
	新規採用保育士特別給付に係る補助事業	採用1～4年目の新規採用保育士への特別給付金(採用1・2年目100千円+3・4年目200千円) 令和5年度末廃止	H28	1,499人	1,623人	1,557人	1,640人	83人
	保育士ウェルカム事業	府外出身の 新規採用 保育士に対し、帰省旅費相当等を2年間補助(近畿圏外: @85千円 近畿圏(府外): @45千円) 令和5年度末廃止	R1	222人	200人	190人	217人	27人
	保育士等の子どもの優先入所(次年度の4月入所の利用調整における適用人数)	市内の保育所等に常勤で勤務する場合、利用調整において最優先で入所決定	H29	297人	305人	290人	321人	31人
	保育士・保育所等支援センター	求職中の保育士等及び求人中の保育所のマッチング支援等 上段は幹旋数、下段()はマッチング数	H25	348人 (170人)	193人 (97人)	161人 (79人)	178人 (77人)	17人 (▲2人)
	保育士定着支援事業	離職を防ぐための定着支援策として、節目の年次に一時金を一律給付(【年額】常勤・常勤並み保育士20万円、短時間勤務保育士10万円)	R5				3,085人	3,085人
保育士の負担軽減策	保育所等におけるICT化の推進(H28に全施設を対象に補助。H30以降は新設園が補助対象)	児童の登退園記録などをICTを活用して管理し、保育士の事務負担を軽減	H28	15箇所	11箇所	10箇所	8箇所	▲2箇所
	保育補助者雇上げ強化事業(※)	保育補助者(子育て支援員) 雇上げ費用を補助	H30	225箇所	317箇所	365箇所	385箇所	20箇所
	保育体制強化事業	清掃業務や給食配膳などの 保育の周辺業務を行う者 の配置経費の補助(①保育支援者 ②園外活動時の見守り等 ③スポット支援員)	H30	① 250箇所 ② 172箇所 ③ - 計 422箇所	① 298箇所 ② 214箇所 ③ - 計 512箇所	① 334箇所 ② 242箇所 ③ - 計 576箇所	① 352箇所 ② 275箇所 ③ 155箇所 計 782箇所	① 18箇所 ② 33箇所 ③ 155箇所 計 206箇所
	保育士働き方改革推進事業	保育士等を加配する施設に対する人件費補助	R2	143箇所	212箇所	265箇所	340箇所	75箇所
	合計			4,593件 (4,415件)	5,070件 (4,974件)	5,196件 (5,114件)	8,815件 (8,714件)	3,619件 (3,600件)

令和5年度より
・「お散歩時の安全対策推進事業」を「保育体制強化事業」に統合
・新たに「スポット支援員の配置」が追加

事業の活用が進んでいる

(※)は「新子育て安心プラン」の財政支援対象事業
➡整備事業と同様、国の財政支援が令和6年度末までのため、国に継続を要望中

○本市の民間保育施設における職員数の状況



* 整備数(開所ベース)は、前年4月2日～当年4月1日に開所した施設の入所枠の総数

* 保育士数は、H30～R1は、処遇改善等加算の認定を受けた保育士・保育教諭数(各年4月1日現在)

R2は、処遇改善等加算および保育士働き方改革推進事業の認定を受けた保育士・保育教諭数(4月1日現在)

R3・R4・R5は、月次利用報告書(4月分)提出数からの集計

R6は、月次利用報告書(4月分)提出数からの推計(6月18日現在)

保育士は、枠の拡大と合わせて確保してきているものの、保育士確保はなお厳しい状況にある

○新たな保育人材確保対策事業について(令和6年度新規・拡充事業)

これまでの事業に加え、本市独自の保育人材確保策を大幅に拡充することで、保育士の離職を防止するとともに、労働環境を改善し、保育の受け皿と安全・安心な保育体制を確保

R6年度予算 102億円
(R5年度予算 47億円)  約2.2倍

事業名		事業内容
①	保育士定着支援事業(拡充) (令和5年9月補正により制度創設)	民間保育施設等に勤務する1～7年目、10年目、15年目、20年目、25年目の保育士に一律20万円支給(短時間勤務保育士は一律10万円) 1～4年目が新たに対象
②	保育士働き方改革推進事業(拡充)	現行の「有給休暇取得促進」に加え、「完全週休二日制」を導入するための保育士の人件費を助成
③	0歳児途中入所対策事業(新規)	民間保育施設等に対し、0歳児の年度途中入所に対応するための保育士の人件費を助成
④	1歳児保育対策事業(新規)	民間保育施設等に対し、1歳児の配置基準を「6:1」から「5:1」に改善した場合の保育士の人件費を助成
⑤	保育士・保育所等支援センター事業等(拡充)	・保育士・保育所等支援センターを通じて、本市内の民間保育施設等に就職した保育士に対して、就労奨励金5万円を支給 ・保育士・保育所等支援センター事業において、新たに中高生への保育士体験を実施 ・保育士・子育て支援員等へのDMの発送など、直接的な働きかけを実施

これらの取組みを効果検証しながら、引き続き保育人材確保に努める

(4) 保育所等における障がい児の受入れについて

資料 8

1 待機児童解消に向けた令和5年度の取り組み内容(令和6年4月1日実施分含む)

■公立保育所における対応職員の確保

- ・受け入れ児童数に見合う加配保育士の確保

(本務：113人 任期付：36人 合計：149人)

- ・医療的ケア児対応看護師の確保(本務：8人 任期付1人 合計：9人)

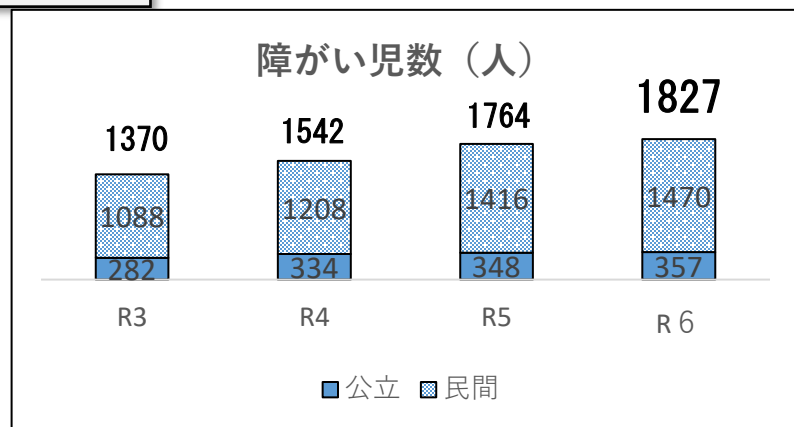
■民間保育施設等における受け入れ促進

- ・人件費助成及び物品購入助成の継続実施
- ・医療的ケア児対応看護師にかかる人件費助成制度の保育標準時間認定(11時間)対応(R6新規)

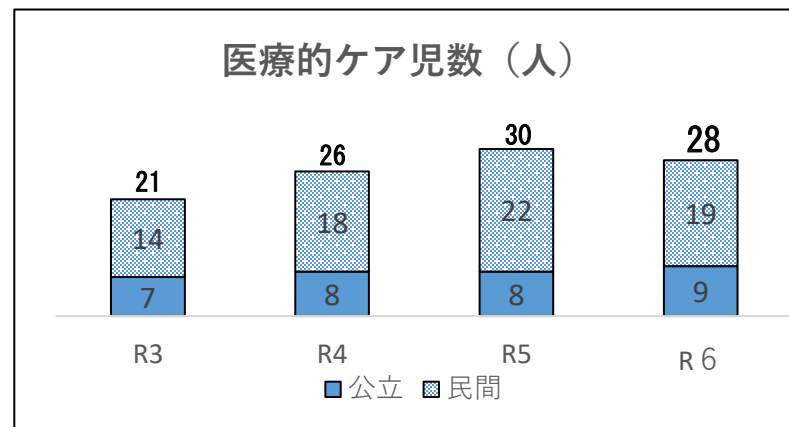


障がい児の受け入れは年々増加！

効果①



※令和4年度までは、補助金申請ベース
令和5年度からは、より実態を把握するため、施設調査による人数



※令和5年度に比して令和6年度は入所児童数が2人減となっている。
これは、卒園などによる継続児童の大幅な減(▲17人)が要因。
一方で、新規入所児童数は11人と昨年度より4人増加しており、医療的ケア児の保育ニーズは引き続き増加傾向にある。

効果②

障がい児の受入れは、加配職員を要することから、公立保育所の受入れ体制を確保することにより、空き枠がないなどにより民間保育施設等で受入れできなかった障がい児を、公立保育所で受入れることができ、待機児童解消につながった

2 令和6年4月1日現在の障がい児の待機児童数とその理由

《待機児童となる理由》

	公立	民間	計
待機児童数	0	1	1



・加配職員（保育士の不足）1人

※令和5年4月1日現在の障がい児の待機児童数 3人（公立2人・民間1人）

3 今後の取り組み

- ・ 現在の取り組みが障がい児の受入れ促進に効果が出ていることから、今後も増加するニーズに的確に対応するために、引き続き以下の対策が必要
- ・ 特に、全国的に不足する保育士の人材確保は、待機児童解消に向けて引き続き重要な課題

《民間保育施設等》

- ・ 入所児童数に対応する、加配職員の人件費助成（保育士・看護師）及び、教材環境備品購入費助成の継続実施
- ・ 障がい児（医療的ケアを必要とする児童を含む）の受入れについては、障がいの程度により様々な対応が必要となり、そのスキル不足による不安が大きいことから、受入れ促進に向けた研修の実施や相談支援等の充実を図る

《公立保育所》

- ・ 入所児童数に対応する、加配職員の継続的な確保に向けて、関係先と協議（保育士・看護師）

(5) こども誰でも通園制度の現状と今後について

資料 9

① こども誰でも通園制度の創設

○国の状況 [令和6年6月12日改正法公布、令和8年度より本格実施予定]

子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。これを受けて、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな給付として「乳児等のための支援給付」(こども誰でも通園制度)が創設された。

従来の保育における
大きな転換点

「子どものための教育・保育給付」と異なり、保育所等に通っていないこどもも保育所等で過ごす機会を保障し支援

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

- **制度の本格実施を見据えた試行的事業**
 - ・ 115自治体に内示（令和6年4月26日現在）
 - ・ 補助基準上一人当たり「月10時間」を上限

令和7年度

- **法律上制度化し、実施自治体数を拡充**
 - ・ 法律の地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけ

令和8年度

- **法律に基づく新たな給付制度**
 - ・ 全自治体で実施（※経過措置あり）
 - ・ 内閣府令で定める月一定時間までの利用枠

② 本市におけるこども誰でも通園制度 試行的事業の実施

制度概要（令和6年度試行的事業）

【利用対象者】

生後6か月から満3歳未満のこども
ただし、保育所、認定こども園、地域型保育事業、
企業主導型保育事業を利用しているこどもを除く。

【利用可能時間数】

こども1人あたり1か月10時間まで

【利用料】

こども1人1時間あたり300円 生活保護世帯、市民税非課税世帯は
減免制度あり

【設備運営基準】

一時預かり事業に準じる（保育従事者の1/2以上は保育士）

【委託料】 こども1人あたり850円 障がい児の場合は400円加算
0歳児の場合は160円の加算（市独自事業）

※令和7年度以降の本制度の詳細（利用時間、設備運営基準等）については、国において検討中。

○ 本市の試行的事業 実施状況（令和6年8月現在）

施設類型別集計	保育所	認定こども園	幼稚園	小規模	一時預かり	計	歳児別集計	0歳児	1歳児	2歳児	計
施設数	4	10	1	1	1	17	定員	120	215	314	649
定員	185	371	18	15	60	649	申込者数（当初）	142	196	100	438
申込者数（当初）	149	199	15	15	60	438	うち利用者数（8/1現在）	86	129	98	313
うち利用者数（8/1現在）※	91	135	17	12	58	313					

施設数及び利用者数が想定を下回る状況

※8/1現在、事業実施している14施設の利用者数



今後、事業者及び利用者双方へアンケートを実施し、意見を分析・検討するとともに、
国の制度設計状況を踏まえ、令和7年度以降の事業実施に向けた準備を進める。

(6) 今後の保育ニーズの考察について

資料10

○「こども・子育て支援に関するニーズ調査等」結果の活用について

昨年実施した「こども・子育て支援に関する保育ニーズ調査」結果を踏まえて、次の2点について保育ニーズを考察する

- ① 第2子無償化実施(令和6年9月)に伴う影響
- ② 第1子無償化を実施した場合の影響

こども・子育て支援に関するニーズ調査の概要

こども基本法に基づき、次期「市町村こども計画」(R7～R11)を策定するにあたり、その基礎資料とするため、子育て世帯等のニーズや意識を把握するための調査

項 目	内 容
対 象 者	市内在住の就学前児童(0～5歳児)の保護者 約47,000人
調 査 期 間	令和5年11月30日 ～ 12月27日
回 答 結 果	有効回答数 20,589人(有効回答率 44.1%)

保育ニーズの算出方法

調査項目の「こどもの年齢・父母の有無・父母の就労状況・母親の就労意向」から家族類型の割合を出し、その類型ごとに保育サービスの利用意向率を掛けて算出

例) 父フルタイム×母フルタイム
父フルタイム×母1年以内に就労予定

:

父フルタイム×母無業(就労予定なし)
⇒ 在宅、もしくは教育認定(幼稚園等)

保育認定
対象類型

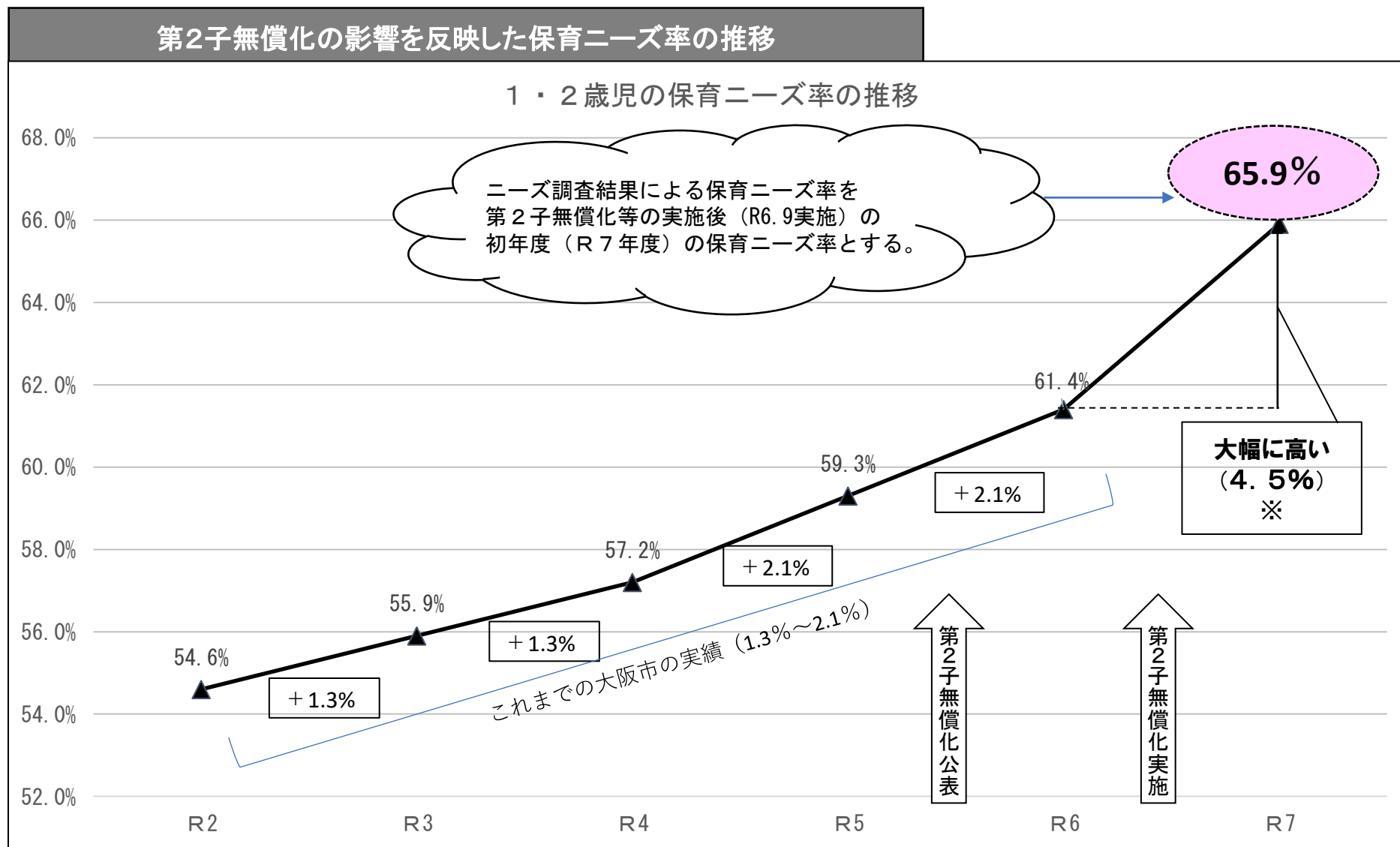
×

保育サービスの
利用意向率



例：1・2歳児の
保育ニーズ率
65.9%

1 第2子無償化実施（令和6年9月）に伴う影響の考察



※第2子無償化をR5年4月から開始した政令市における1年後の保育ニーズ率の増加状況（1・2歳児、自然増含む）

静岡市 5.4%増 堺市 4.1%増 北九州市 4.0%増

2 第1子無償化を実施した場合の影響の考察

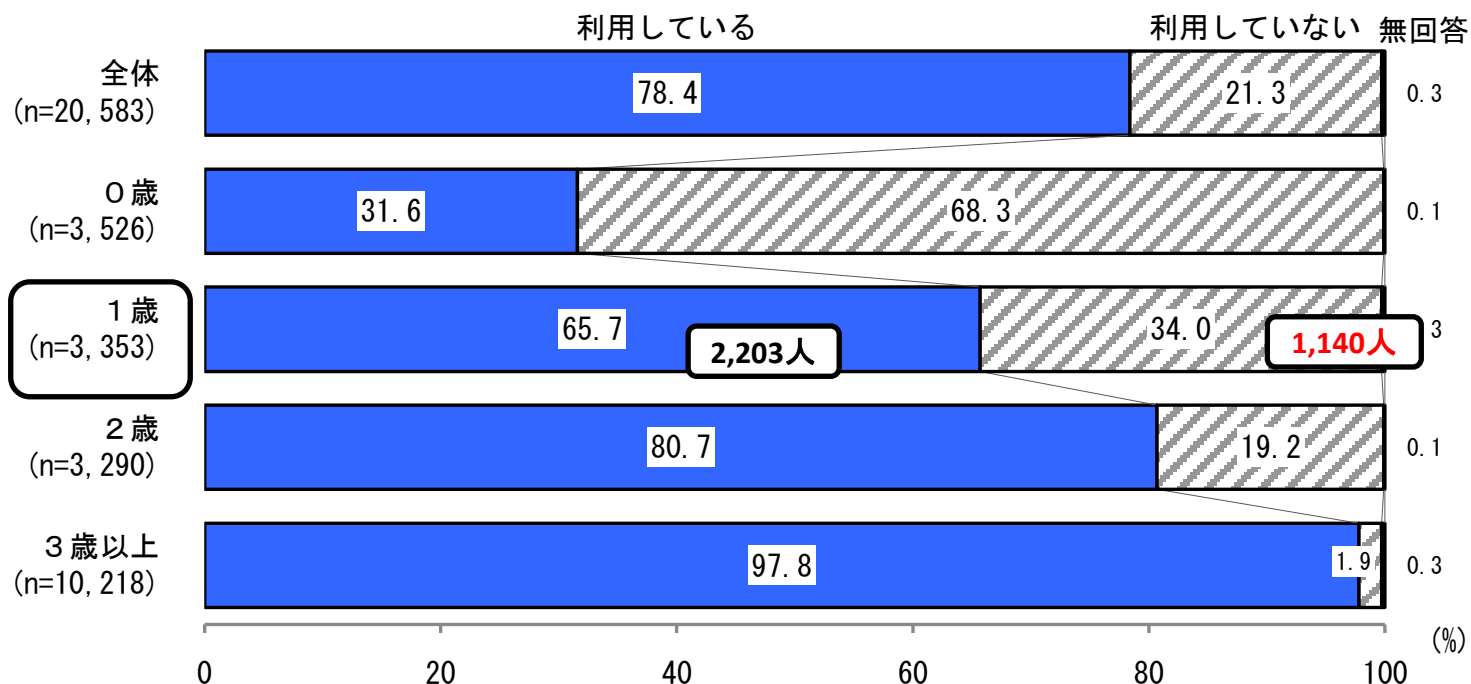
※1歳児を例に検討

第1子無償化に関する質問と回答結果について

問12 あて名のお子さんは、平日（月曜日から金曜日）に、幼稚園や保育所、認定こども園などのこどもを預かる施設やサービスを「定期的に」利用されていますか（○は1つ）

- 平日の施設やサービスの定期的な利用状況については、「利用している」が78.4%となっている
こどもの年齢別でみると、「利用している」は年齢が上がるほど高くなり、3歳以上で97.8%と高くなっている

・ 平日の施設やサービスの利用状況



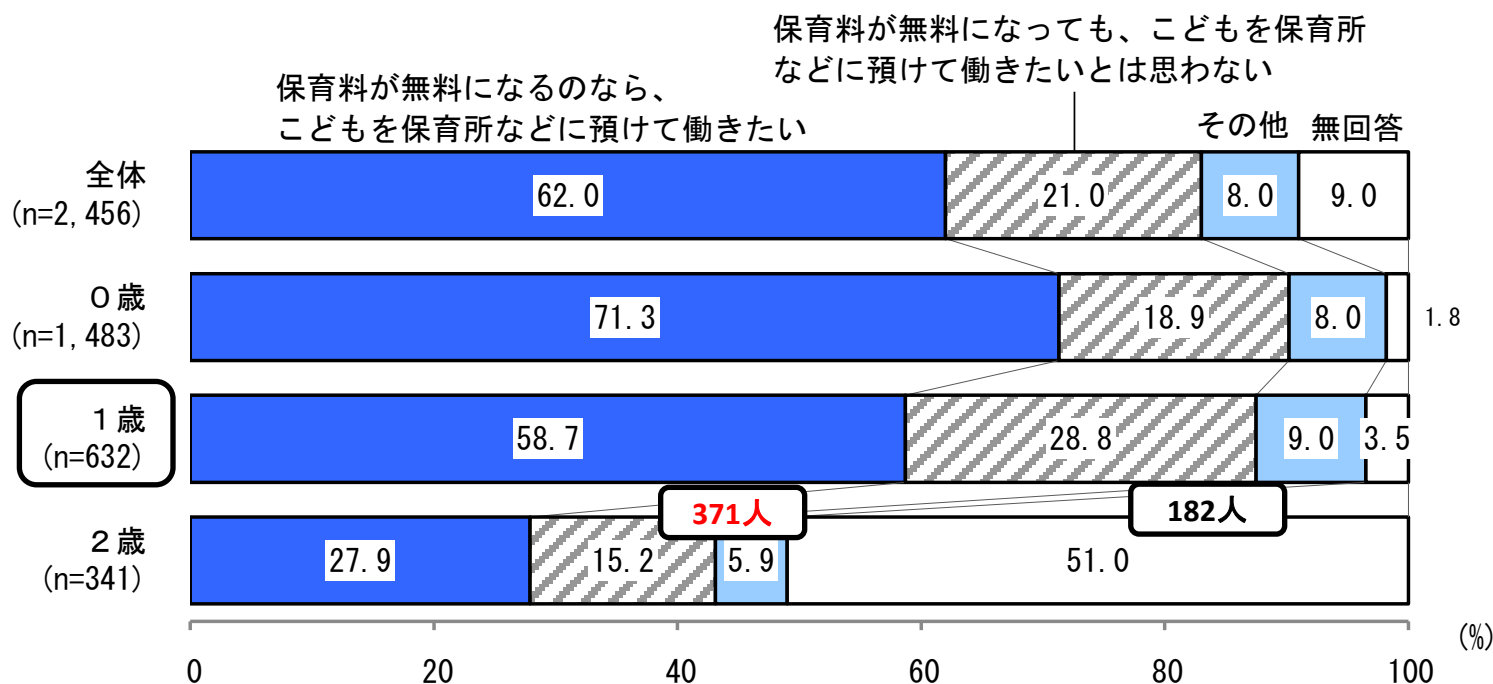
※こども・子育て支援に関するニーズ調査報告書より抜粋（以下、同じ）

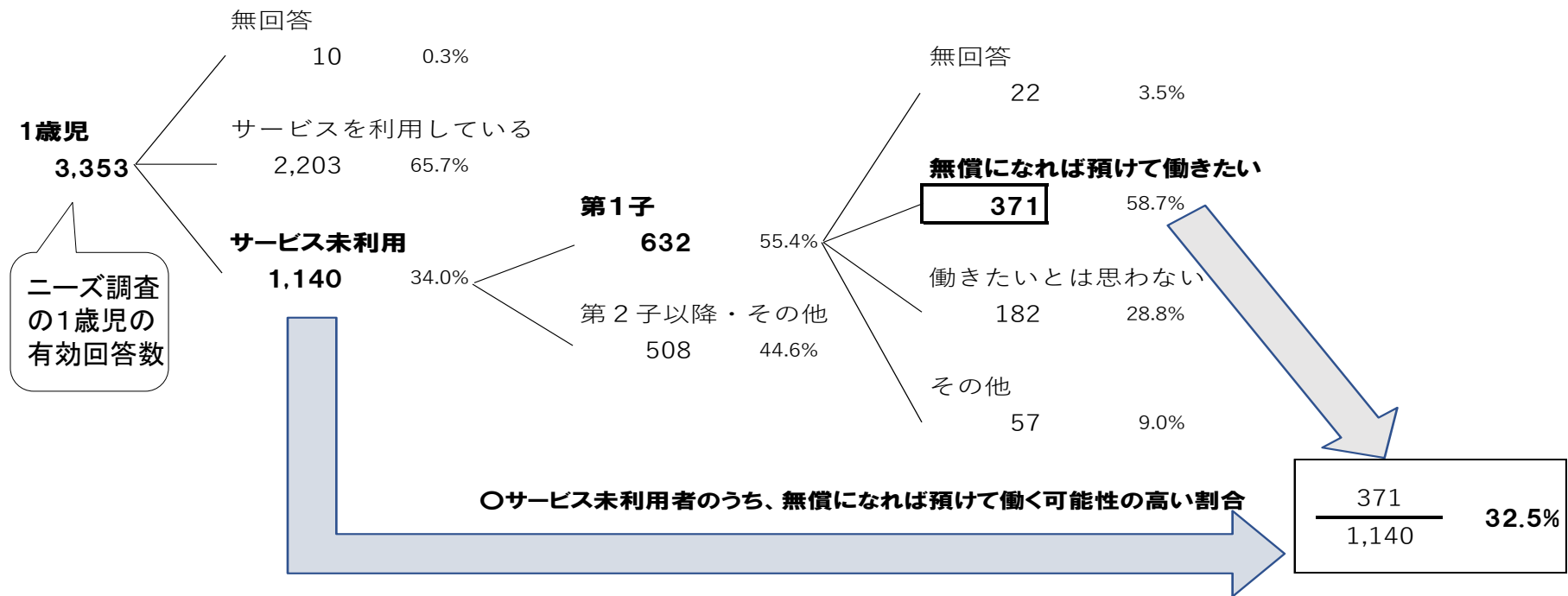
問12で「利用していない」を選んだ方のうち、あて名のお子さんが第1子で年齢が0歳から2歳の方におうかがいします。

問12-5 仮に保育所、認定こども園などの保育料が無料になるとしたら、これらの施設にお子さんを預けて働きたいですか(○は1つ)

- あて名のこどもが第1子で年齢が0歳から2歳の方にあて名を付したところ、「保育料が無料になるのなら、こどもを保育所などに預けて働きたい」が62.0%となっており、一方の「保育料が無料になっても、こどもを保育所などに預けて働きたいとは思わない」は21.0%となっている

・ 保育所、認定こども園などの保育料が無料になるとした場合の利用希望





第1子無償化をした場合の、ニーズ調査をもとにした1歳児の保育ニーズへの影響

○令和7年4月1日の児童数(推計)で見込んだ場合の試算

$$17,306人 \times 33.2\% \times 32.5\% = 1,867人$$

1歳児人口(推計)

1歳児の在宅児童割合
【ニーズ調査結果】
* 保育ニーズ66.8%

無償になれば預けて
働く可能性の高い割合

1歳児人口(推計)
の1割程度

➡ 第1子無償化が実施されたら預けて働きたいと答えた方が、すべて保育所等を利用すると想定した場合、1・2歳児の保育ニーズ率は“**10%程度**”増えるのではないかと

大阪市民を対象としたニーズ調査で、保育施設を利用していない第1子で0歳～2歳の保護者に、保育料が無料になった場合の保育施設の利用希望を質問したところ、10%程度保育ニーズ率が増加することが見込まれた

利用を希望される方が
すべて申し込んでくるとすると

保育ニーズに与える影響は非常に大きい

【今後の対策について】

- 保育を必要とする人が入所できる環境を確保
→ さらなる「保育の受け皿確保」が必要
- 子育ての形は千差万別であり、在宅児等への育児支援が充実すれば、在宅での子育てを希望する人も一定数存在
→ 「在宅等育児への支援」の充実・拡大が必要

引き続き、就学前児童数や待機・利用保留児童数、整備数、保育人材確保状況等**今後の保育ニーズの動向を注視**していく

令和8年度予算編成過程において
総合的に判断